

## 第21号議案 品川区一時保護施設の設備および運営の基準に関する条例

### 1 制定理由

児童福祉法第59条の4第1項の規定により適用される児童福祉法第12条の4第2項の規定に基づき、品川区における一時保護施設の設備および運営に関する基準を定める必要があるため、現在適用されている「一時保護施設の設備及び運営に関する基準（令和6年内閣府令第27号）と同水準の基準を条例で定める。

### 2 一時保護施設の概要

一時保護は児童福祉法第33条の規定に基づき、児童相談所長が必要と認める場合において、子どもの安全を迅速に確保し、適切な保護を図る（緊急保護）ため、または、子どもの心身の状況、その置かれている環境その他の状況を把握（アセスメント）するため、子どもを一時的に保護する施設で、児童相談所には、必要に応じ設置しなければならないもの。

### 3 条例案

別紙のとおり

### 4 施行期日

令和7年4月1日

品川区一時保護施設の設備および運営の基準に関する条例（案）

（趣旨）

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第59条の4第1項の規定により適用される法第12条の4第2項の規定に基づき、品川区（以下「区」という。）における一時保護施設の設備および運営に関する基準（以下「最低基準」という。）を定めるものとする。

（目的）

第2条 最低基準は、一時保護施設に入所している児童が、明るく衛生的な環境において、素養があり、適切な訓練を受けた職員の支援により、心身ともに健やかに、かつ、安全な生活を送ることを保障するものとする。

（最低基準）

第3条 最低基準は、一時保護施設の設備及び運営に関する基準（令和6年内閣府令第27号）の定めるところによる。

（最低基準の向上）

第4条 区は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。

2 一時保護施設は、最低基準を超えて、常にその設備および運営を向上させなければならない。

3 最低基準を超えて、設備を有し、または運営をしている一時保護施設においては、最低基準を理由として、その設備または運営を低下させてはならない。

付 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。